

16 よくある質問

(1) 教育・保育給付認定に関すること

Q 1	共働きで幼稚園等と保育施設等を併願する予定です。 どのような教育・保育給付認定申請をすればよいですか。
併願をする場合、教育・保育給付認定申請は、1号認定と2号認定をそれぞれの受付場所に申請してください。幼稚園等又は保育施設等のどちらに入園するか決定した時点で、一方の教育・保育給付認定申請を取り下げてください。入園される施設に応じた教育・保育給付認定証を発行いたします（1号認定と2号認定の併用はできませんので御注意ください。）。 なお、幼稚園等については、各園にて別途「利用申込み」をしていただく必要があります。幼稚園等の受付期間は各園にお問い合わせください。	
Q 2	認可外の保育施設や一時預かりを利用する場合も教育・保育給付認定申請は必要ですか。
保育所、認定こども園、市立幼稚園、新制度に移行している私立幼稚園、小規模保育などの地域型保育事業を利用する場合に、教育・保育給付認定が必要となります。 認可外の保育施設や一時預かりを利用する場合は、教育・保育給付認定を受ける必要はありません（企業主導型施設等、一部の認可外保育施設では教育・保育給付認定が必要な場合がありますが、要否については、各認可外保育施設へお問い合わせください。）。 また、教育・保育給付認定を受けていたとしても、認可外の保育施設や一時預かりの利用を妨げることはありません。 なお、認可外の保育施設や一時預かりを利用する場合において、保育の無償化を受けるには、別途「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。	

(2) 利用者負担額（保育料）に関すること

Q 3	源泉徴収票や確定申告書の写しの提出は必要ですか。
世帯の市区町村民税額で保育料が決定しますので、源泉徴収票や確定申告書の写しを提出いただく必要はありません。 ただし、市区町村民税の修正申告等をされた場合は、お申し出ください。	
Q 4	市立と私立では保育料は違いますか。
保育料に違いはありません。 ただし、保育料以外に費用がかかる場合がありますので、保育料以外の費用については、事前に各保育施設等に問い合わせるなど、各自御確認ください。	
Q 5	保育料の口座振替の手続をしたにもかかわらず、督促の納付書が届きました。
口座振替は、手続が完了した翌月から振替開始となります。手続が間に合わなかった際には、お手持ちの納付書で、金融機関等の窓口で納付をお願いいたします。 なお、指定納付期限までに納付されない場合は、督促状を送付する場合があります。	
Q 6	年度途中で満3歳になりました。翌月から保育料は変更になりますか。
保育料は、年度当初の年齢に応じて決まるため、誕生日を迎えたことに伴う保育料の変更はありません。	

(3) 利用者負担額（授業料）に関すること

Q 7	市立と私立では授業料は違いますか。
市立と新制度に移行している私立幼稚園については、授業料は無償です。 ただし、授業料以外に費用がかかる場合がありますので、授業料以外の費用については、事前に各幼稚園等に問い合わせるなど、各自御確認ください。 なお、新制度に移行していない私立幼稚園の授業料については、各施設にお問い合わせください。	

(4) 保育施設等の利用申込みに関すること

Q 8	小規模保育事業の利用を考えていますが、子どもが3歳になったらどうすればよいですか。
主に0～2歳児を対象とする小規模保育施設を卒園後も保育施設等の利用を希望される場合、新しい保育施設等への利用申込みをお願いいたします。利用調整時には加点を設け、卒園後の保育の円滑な利用を図っていきます。幼稚園の利用を希望される場合は、各園へお問い合わせください。	
Q 9	利用申込は先着順ですか。待機番号はつきますか。
申込みの順番や待機の実績は考慮せず、待機番号もつきません。利用調整は、高松市保育施設等の利用調整基準に基づいて行います。	
Q 10	出生前の予約申込みはできますか。
まだ生まれていないお子さんの入所の予約はできません。入所の申込書にお子さんのお名前、生年月日等、記載していただきますので、出産後、出生届を提出してからお申込みください。	
Q 11	年度途中で2歳になったら、2歳児のクラスに申込みできますか。
申込みはできません。年度途中に入所を希望する場合は、年度当初の年齢に応じたクラスの申込みとなります。質問の方の場合は、1歳児のクラスの申込みとなります。	
Q 12	乳児保育をしていない保育施設等は、0歳児の間は申込みできませんか。
乳児保育を実施していない保育施設等については、1歳になった次の月から申込み可能です。	

(5) 認定こども園に関すること

Q 13	認定こども園のメリットは何ですか。
保育施設等にお子さんを預ける場合、保護者がお子さんを保育することができない理由が必要になりますので、お子さんを保育することができない理由がなくなると、保育施設等は、原則、退所となります。 しかし、認定こども園では、2号認定で通園している場合、お子さんを保育することができない理由がなくなっても、1号認定に切り替えることによって、引き続き同じ園に通い続けることができ、お子さんにとって環境が変わらないという意味でメリットと言えます。 また、認定こども園では、在園していない地域のお子さんの交流の場となることや、育児不安に対応した子育て相談もできるようになります。	

(6) 利用調整に関すること

Q 14	利用を希望する施設を複数書くよりも、第1希望のみを記入した方が優先されますか。
記入した施設数と優先度とは関係ありません。 ただし、第1希望のみを記入した場合は、当該施設に内定しなかった時点で利用調整が終了となり、入所をお待ちいただきます。 事前の見学や各種情報などを参考に、希望する施設や順位を御検討ください。	
Q 15	認可外保育施設や一時預かりを利用しながら、認可の保育施設等に申し込んだ場合、優先度は下がりますか。
優先度を下げて利用調整をすることはありません。認可の保育施設等の利用を希望しているにもかかわらず、御希望の保育施設等に空きがないことなどから、やむを得ず、認可外保育施設や一時預かりを御利用いただいている場合も、高松市保育所等の利用調整基準に基づいて利用調整を行います。	

Q16	上の子が1号認定を受けて幼稚園へ通園しています。下の子を保育施設等に申し込む場合、優先度は下がりますか。
上のお子さんが1号認定を受け、幼稚園を御利用されていることのみをもって優先度を下げることはありません。お子さんの同居親族の方の保育を必要とする優先度や、御家庭の状況等を総合的に判断して利用調整を行います。	
Q17	第1希望以外の施設に内定しました。第1希望の施設に空きが出た場合は入所できますか。
入所後、改めて転所の申込みをしていただき、翌月以降の利用調整の対象となります。 なお、転所を希望される場合は、ならし保育も新たに必要になってくる場合がありますので、御考慮ください。	

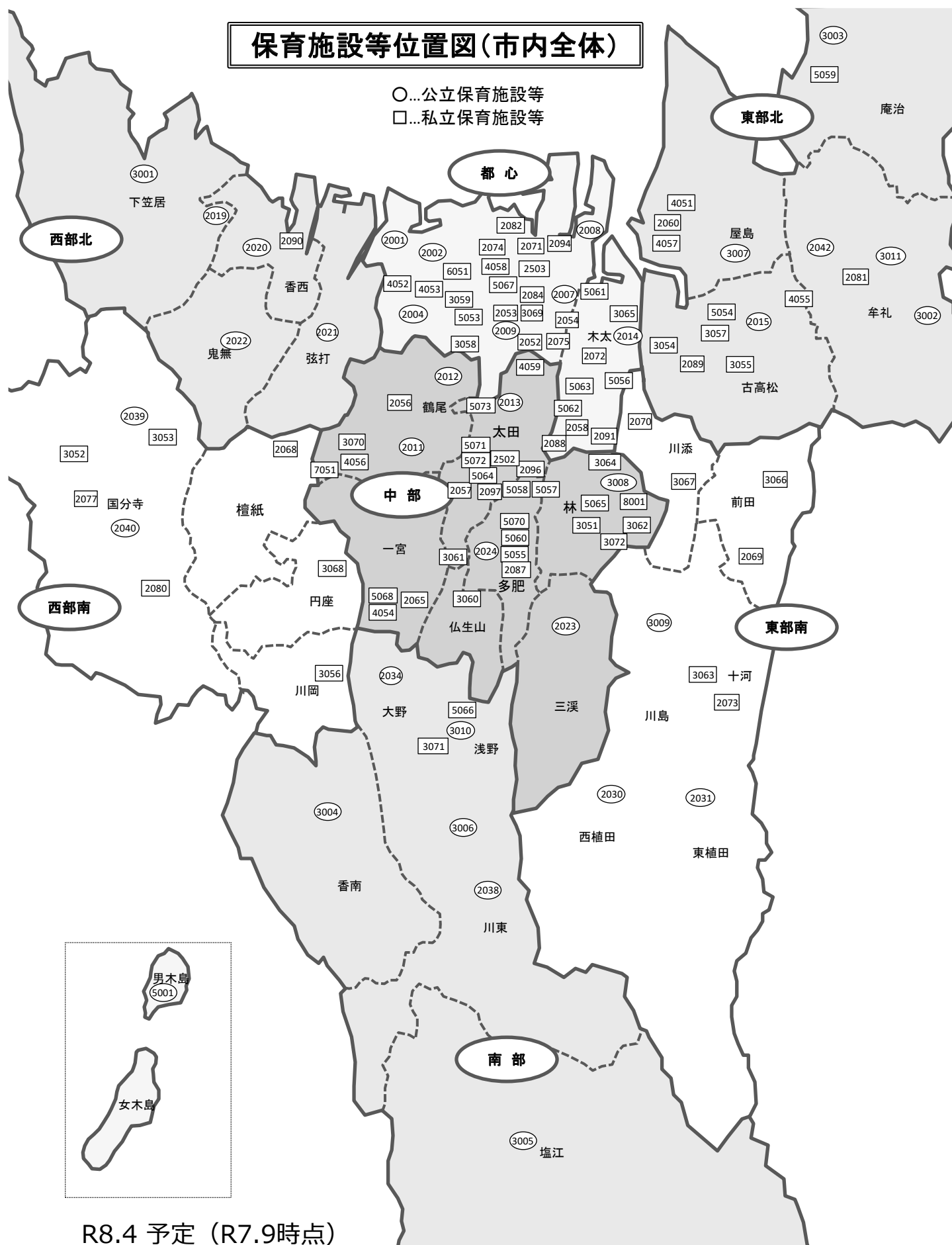
(7) 里帰り出産について（保育施設等を広域利用する場合）

Q18	高松市に住んでいますが、高松市外で里帰り出産をします。里帰り先の保育施設等へ預けるにはどうすればいいですか。
お申込みについては、お子さんの住民票がある高松市で行っていただきますが、申込み締め切りや、必要書類等については、里帰り先の市区町村の規定に従っていただきます。 なお、市外に住民票があるお子さんの受入れを行っていない市区町村もあり、その場合は御利用いただけませんので、御了承ください。	
Q19	市外に住んでいますが、高松市で里帰り出産をします。高松市内の保育施設等へ預けるにはどうすればいいですか。
お申込みについては、お子さんの住民票がある市区町村で行っていただきますが、申込み締め切りや、必要書類等については、高松市の規定に従っていただきます。 なお、広域利用についての協議を行っていない市区町村もあり、その場合は御利用いただけませんので、御了承ください。	

(8) 里帰り出産について（幼稚園等を広域利用する場合）

Q20	高松市に住んでいますが、高松市外で里帰り出産をします。里帰り先の幼稚園等へ預けるにはどうすればいいですか。
お申込みについては、入園を希望する幼稚園等で行っていただきますが、お子さんの住民票がある高松市で教育・保育給付認定や施設等利用給付認定の申請をする必要があります。	
Q21	市外に住んでいますが、高松市で里帰り出産をします。高松市内の幼稚園等へ預けるにはどうすればいいですか。
お申込みについては、住民票がある市区町村及び入園を希望する幼稚園等にお問い合わせください。 なお、高松市立の幼稚園及び認定こども園（教育部分）については、利用できません。	

17 認可施設位置図



R8.4 予定 (R7.9時点)

* 詳細については、53ページ以降を御確認ください。

保育施設等位置図(市内中心部)

○...公立保育施設等
□...私立保育施設等

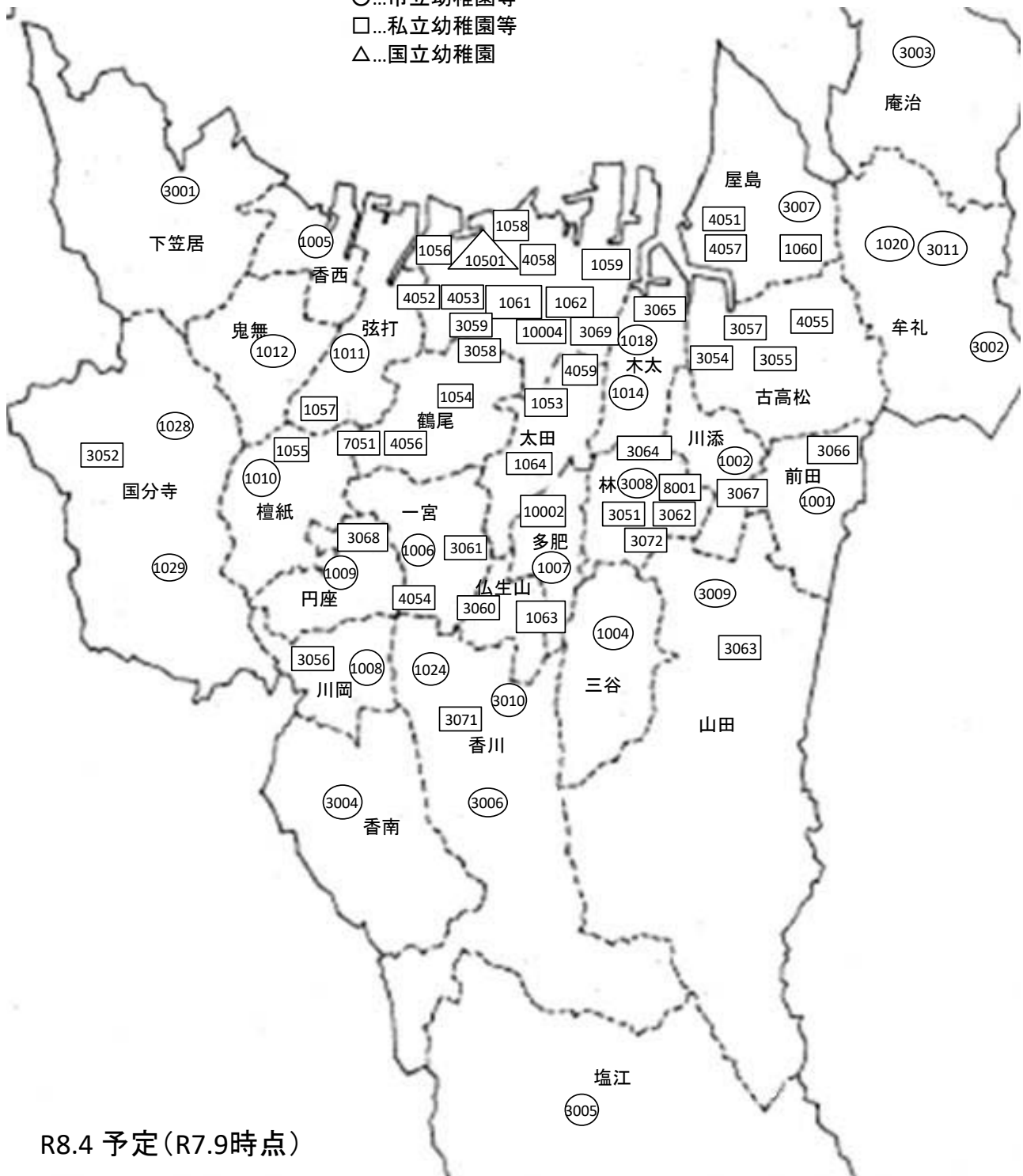


R8.4 予定 (R7.9時点)

* 詳細については、53ページ以降を御確認ください。

幼稚園等位置図

- ...市立幼稚園等
□...私立幼稚園等
△...国立幼稚園



R8.4 予定(R7.9時点)

- * 私立幼稚園については、香川県総務学事課（832-3058）へお問い合わせください。
- * 入園についてのお問い合わせは、直接各園に御連絡ください。
- * 詳細については、53ページ以降を御確認ください。

18 認可施設一覧

各園の紹介（教育・保育方針、特別保育の実施状況、食物アレルギー対応等）は、この冊子の表紙に記載している、情報サイトや各施設のホームページ等を御確認ください（香川大学教育学部附属幼稚園高松園舎は、6ページの二次元バーコードを御利用ください。）。

◆特別支援教育・保育欄の「☆」は、特別支援教育・保育（障がい児教育・保育）を、また一時預かり欄の「☆」は一時預かりを実施予定の施設です。（対応範囲は施設によって異なりますので、各施設にお問い合わせください。また、表記が無い施設においても受入れが可能な場合があります。）

- ◆土曜保育欄に「★」を記載の施設の保育（教育・保育）時間は相談に応じますので、各施設にお問い合わせください。
- ◆夜間保育所（No.2074 高松第二保育所）は、保護者の就労等により、夜間に保育を必要とする子どもを受け入れる保育所です。
- ◆食物アレルギーの対応については、各幼稚園・保育施設等に御確認・御相談ください。
- ◆掲載内容が変更になる可能性がありますので、詳細につきましては、各幼稚園・保育施設等に御確認ください。

保育所（市立）※

No.	保 育 所 名	所在地	電 話	入所できる 年齢	定員	保育時間			延長保育	特別支援 教育・保育	一時預かり
						標準	短	土曜			
2001	瀬戸内 保育所	瀬戸内町 23-7	861-5701	3か月～	120				19:00	☆	
2002	扇 町 保育所	扇町一丁目 24-17	821-7629	3か月～	150				19:00	☆	
2004	宮 脇 保育所	宮脇町二丁目 10-63	835-1636	1歳～	60				19:00	☆	
2007	松 島 保育所	松島町三丁目 13-6	831-8066	3か月～	130				19:00	☆	
2008	福 岡 保育所	福岡町三丁目 31-3	851-1206	3か月～	70					☆	
2009	桜 町 保育所	桜町一丁目 3-15	834-3628	3か月～	190	7:30～	8:30～	7:30～★	19:00	☆	☆
2011	田 村 保育所	鹿角町 937	866-0962	3か月～	70	18:30	16:30			☆	
2012	鶴 尾 保育所	東八幡町 19-8	865-6342	3か月～	50					☆	
2013	太 田 保育所	伏石町 1062	867-5741	3か月～	150				19:00	☆	
2014	木 太 保育所	木太町 3502	861-2650	3か月～	150				19:00	☆	
2015	古 高 松 保育所	高松町 423-1	841-9845	3か月～	200				19:00	☆	
2019	下笠居東部 保育所	植松町 44-4	881-4752	1歳～	50					☆	

※ 児童数が著しく少ないときは、一定の集団規模の確保等を考慮し、施設の再編を検討します。

No.	保 育 所 名	所在地	電 話	入所できる 年齢	定員	保育時間			延長保育	特別支援 教育・保育	一時預かり
						標準	短	土曜			
2020	香 西 保育所	香西西町 57-9	881-2328	3 か月～	210	7:30～ 18:30	8:30～ 16:30	7:30～★	19:00	☆	
2021	弦 打 保育所	鶴市町 359-1	881-2552	3 か月～	150				19:00	☆	☆
2022	鬼 無 保育所	鬼無町佐藤 41-1	881-2844	3 か月～	150				19:00	☆	
2023	三 谷 保育所	三谷町 1193-1	889-0720	3 か月～	107				19:00	☆	
2024	多 肥 保育所	多肥上町 424	889-0475	3 か月～	140				19:00	☆	
2030	西 植 田 保育所	西植田町 2350-1	849-0102	1 歳～	60					☆	
2031	東 植 田 保育所	東植田町 2023-1	849-0082	1 歳～	30					☆	
2034	大 野 保育所	香川町大野 1063-1	886-9356	3 か月～	200				19:00	☆	
2038	川 東 南※ 保育所	香川町川内原 574-56	879-5784	1 歳～	45				19:00	☆	
2039	国分寺北部 保育所	国分寺町新居 1906-1	874-1487	1 歳～	114					☆	
2040	国分寺南部 保育所	国分寺町福家甲 3106-1	874-1120	1 歳～	105					☆	
2042	牟 礼 保育所	牟礼町牟礼 1978-1	845-1647	3 か月～	120				19:00	☆	

※ 令和１０年度末で閉園し、川東こども園と統合となります。

保育所（私立）

No.	保 育 所 名	所在地	電 話	入所できる 年齢	定員	保育時間			延長保育	特別支援 教育・保育	一時預かり
						標準	短	土曜			
2052	こぶし今里 保育園	今里町一丁目 7-2	834-1946	2 か月～	90	7:00～18:00	8:30～16:30	7:15～12:30★	19:00	☆	☆
2053	敬 愛 保育園	藤塚町三丁目 18-2	831-6778	3 か月～	150	7:00～18:00	8:30～16:30	7:30～13:00★	19:00		
2054	平 安 保育園	上福岡町 894-8	833-7734	2 か月～	130	7:00～18:00	8:30～16:30	7:00～12:30★	19:00		
2056	西 春 日 保育所	西春日町 1407	866-4166	2 か月～	120	7:00～18:00	8:30～16:30	7:30～12:30★	19:00	☆	☆

No.	保 育 所 名	所在地	電 話	入所できる 年齢	定員	保育時間			延長保育	特別支援 教育・保育	一時預かり
						標準	短	土曜			
2057	らく楽太田 保育園	鹿角町 199-1	865-0601	3 か月～	80	7:30～18:30	8:30～16:30	8:30～17:00★	19:00		
2058	こぶし中央 保育園	木太町 5089-9	866-7169	2 か月～	90	7:00～18:00	8:00～16:00	7:30～12:30★	19:00	☆	☆
2060	あすなろ 保育園	屋島西町 2453-6	843-3143	3 か月～	140	7:00～18:00	8:30～16:30	7:00～17:00★	19:00		
2065	高 松 南 保育園	寺井町 453-1	886-0275	おおむね 6 か月～	160	7:00～18:00	8:30～16:30	7:00～12:30★	18:30		
2068	高 松 西 保育園	檀紙町 1521-4	886-5006	おおむね 6 か月～	130	7:00～18:00	8:30～16:30	7:00～13:00★	18:30		
2069	若 葉 保育園	亀田南町 108-2	847-7932	3 か月～	100	7:00～18:00	8:30～16:30	8:00～12:30★	19:00		
2070	白 樺 保育園	元山町 855-2	866-6555	3 か月～	110	7:00～18:00	8:30～16:30	7:00～12:30★	19:00		
2072	さくらんぼ 保育園	木太町 1165-3	867-4151	1 歳児～	60	7:30～18:30	8:30～16:30	8:30～12:30★	19:00		
2073	す み れ 保育園	十川東町 556-1	848-0806	3 か月～	100	7:00～18:00	8:30～16:30	7:00～12:30★	19:00		
2074	(夜間保育園) 高松第二 保育園	御坊町 2-2	821-5241	3 か月～	30	11:00～22:00	14:00～22:00	11:00～22:00	8:00～11:00 22:00～25:00		
2075	今 里 保育所	今里町二丁目 1-5	834-3535	おおむね 3 か月～	130	7:00～18:00	8:30～16:30	7:00～12:30★	19:00		
2077	らく楽国分寺 保育園	国分寺町柏原 80	874-0622	3 か月～	80	7:30～18:30	8:30～16:30	8:30～17:00★	19:00		
2080	み の り 保育園	国分寺町福家甲 1982	874-4309	3 か月～	145	7:00～18:00	8:30～16:30	7:00～17:00★	19:00	☆	☆
2081	八 栗 保育所	牟礼町牟礼 401	845-0033	3 か月～	70	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～13:00★			☆
2082	城 東 保育園	城東町一丁目 1-45	822-1340	3 か月～	140	7:30～18:30	8:30～16:30	8:30～12:30★	19:00		☆
2084	こぶし花園 保育園	花園町一丁目 9-32	831-5136	2 か月～	90	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～12:30★	19:00	☆	
2087	れ ん げ 保育園	多肥上町 2390-1	888-8080	3 か月～	90	7:00～18:00	8:30～16:30	7:00～12:30★	19:00		
2088	さくら伏石 保育園	伏石町 2135-3	867-1100	6 か月～	90	7:00～18:00	8:30～16:30	8:30～17:30★	19:00		

No.	保 育 所 名	所在地	電 話	入所できる 年齢	定員	保育時間			延長保育	特別支援 教育・保育	一時預かり
						標準	短	土曜			
2089	らく楽 保育園	春日町 483-1	844-0111	3 か月～	110	7:30～18:30	8:30～16:30	8:30～17:00★	19:00		
2090	初 音 保育所	香西本町 17-1	813-3258	3 か月～	180	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～17:30★	19:00	☆	☆
2091	さくら木太 保育園	木太町 5113-15	802-8080	6 か月～	99	7:00～18:00	8:30～16:30	8:30～17:30★	19:00		
2094	らく楽第二 保育園	松福町二丁目 4-4	826-0111	3 か月～	60	7:30～18:30	8:30～16:30	8:30～17:00★	19:00		
2096	保育園アルペジオ 高松多肥下町園	多肥下町 1524-15	802-5583	満 6 か月～	80	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～12:30★	19:00		☆
2097	さくら太田 保育園	太田下町 3032-1	868-3700	6 か月～	96	7:00～18:00	8:30～16:30	8:30～17:30★	19:00		
2502	アイグラン保育園太田	太田下町 3027-4	802-9065	3 か月～	90	7:00～18:00	8:00～16:00	7:00～18:00	19:00		
2503	さくら福々 保育園	松福町一丁目 12-7	802-1860	6 か月～	96	7:00～18:00	8:30～16:30	8:30～17:30★	19:00		

※ にここ保育園（林町 294-1）は令和 8 年度より認定こども園へ移行予定です。

※ 松福保育園（松福町二丁目 1 8-1 6）は令和 8 年度から城東保育園に統合予定です。

地域型保育事業

(市立 小規模保育施設)

No.	保 育 所 名	所在地	電 話	入所できる 年齢	定員	保育時間			延長保育	特別支援 教育・保育	一時預かり
						標準	短	土曜			
5001	男 木 保育所	男木町 165	873-0614	1 歳～	6	9:00～16:00					

(私立 小規模保育施設)

No.	保 育 施 設 名	所在地	電 話	入所できる 年齢	定員	保育時間			延長保育	特別支援 教育・保育	一時預かり
						標準	短	土曜			
5053	栗林にここ保育園	栗林町二丁目 3-2	831-1319	おおむね 2 か月～2 歳児	12	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	19:00	☆	☆
5054	小規模保育所もも	春日町 1176	843-8255	2 か月～2 歳児	11	7:30～18:30	8:30～16:30	8:30～13:00★	18:30		

No.	保 育 施 設 名	所在地	電 話	入所できる 年齢	定員	保育時間			延長保育	特別支援 教育・保育	一時預かり
						標準	短	土曜			
5055	らく楽多肥保育園	多肥上町 1713	816-8301	3 か月～2 歳児	12	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～17:00★			
5056	ソラ小規模保育園 たかまつ	木太町 786-2	816-5150	57 日～2 歳児	19	7:00～18:00	8:30～16:30	7:00～13:00★	19:00		
5057	ニチイキッズ たひ東保育園	多肥下町 1533-3	864-3133	2 か月～2 歳児	19	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	19:30		
5058	ニチイキッズ たひ西保育園	多肥下町 1581-6	815-0224	2 か月～2 歳児	19	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	19:30		
5059	おるごーる	庵治町 156-36	871-3503	おおむね 3 か月～2 歳児	11	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	短時間保育は 前 1 時間 後 2 時間		
5060	にじいろうさぎ 保育園	多肥上町 1622-13	889-3711	おおむね 2 か月～2 歳児	14	7:30～18:30	8:30～16:30	8:30～12:30★	18:30		☆
5061	木太にここ保育園	木太町 2321-1	837-5330	おおむね 2 か月～2 歳児	12	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	19:00	☆	☆
5062	伏石にここ保育園	伏石町 2100-1	868-3339	おおむね 2 か月～2 歳児	12	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	19:00	☆	☆
5063	ニチイキッズ まつなわ西保育園	松縄町 1118-8	864-3155	2 か月～2 歳児	19	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	19:30		
5064	太田にここ保育園	太田下町 3026-13	868-2355	おおむね 2 か月～2 歳児	19	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	19:00	☆	☆
5065	林にここ保育園	林町 252-1	868-0103	おおむね 2 か月～2 歳児	19	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	19:00	☆	☆
5066	みいろ	香川町浅野 668-5	880-3274	おおむね 2 か月～2 歳児	15	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	18:30		☆
5067	瓦町 FLAG 保育園	常磐町一丁目 3-1 瓦町 FLAG1F	802-6966	3 か月～2 歳児	18	7:30～18:30	8:30～16:30	8:00～12:00★	19:00		
5068	らく楽寺井保育園	寺井町 1364-25	885-6002	3 か月～2 歳児	18	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～13:00★	19:00		
5070	スマはぴ保育園 なないろ station	多肥上町 1301-3	814-5185	3 か月～2 歳児	19	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～★	19:00		☆
5071	にここ保育園 研究センター附属 保育園すくすく	太田下町 2350-1	802-5362	おおむね 2 か月～2 歳児	19	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	19:00	☆	☆

No.	保 育 施 設 名	所在地	電 話	入所できる 年齢	定員	保育時間			特別支援 教育・保育	一時預かり
						標準	短	土曜		
5072	にこここ保育教育 研究センター附属 保育園わくわく	太田下町 2350-1	802-5361	おおむね 2 か月～2 歳児	19	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	☆	☆
5073	小規模保育施設 おひさま保育園	三条町 494-1	899-5565	おおむね 3 か月～2 歳児	18	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30		☆

(私立 事業所内保育施設)

No.	保 育 施 設 名	所在地	電 話	入所できる 年齢	定員	保育時間			特別支援 教育・保育	一時預かり
						標準	短	土曜		
6051	保育所てふてふ	天神前 5-27 LOHAS BUILDING 3 階	813-0218	6 か月～2 歳児	30 ※	7:30～18:00	8:30～16:30	8:00～12:30★		☆

※ 従業員枠を含みます。

認定こども園（市立）

認定こども園（市立）の「預かり保育」は一時預かり事業の名称で実施しているものです。

No.	認定 こども園名	所在地	電 話	認定 区分	入園できる 年齢	定員	教育・保育時間				特別支援 教育・保育	一時 預かり
							年齢	標準	短	土曜		
3001	下笠居 こども園	生島町 335	881-2515 882-2531	1 号		40	3 歳児	8:30～13:50			☆	☆
							4 歳児	8:30～14:00				
				2・3 号			5 歳児	8:30～14:10				
3002	はら こども園	牟礼町原 570-1	845-0234	1 号	1 号認定： 3 歳児～	63		7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～★	☆	☆
							3 歳児	8:30～14:40				
				2・3 号			4 歳児	8:30～14:50				
3003	庵治 こども園	庵治町 853-1	871-2535	1 号	2・3 号認定： 3 か月～	45	5 歳児	8:30～15:00			☆	☆
								7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～★		
				2・3 号			3～5 歳児	8:30～14:30				
3004	香南 こども園	香南町横井 865-1	887-7876	1 号		75		7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～★	☆	☆
							3 歳児	8:30～14:10				
				2・3 号			4・5 歳児	8:30～14:20				
						194		7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～★		

No.	認定 こども園名	所在地	電 話	認定 区分	入園できる 年齢	定員	教育・保育時間				預かり保育(1号) 延長保育(2・3号)	特別支援 教育・保育	一時 預かり
3005	塩江 こども園	塩江町安原下 第1号887	890-2022	1号 2・3号		15	年齢	標準	短	土曜	16:30 19:00	☆	☆
3006	川東 こども園	香川町川東上 1987-4	879-4602	1号 2・3号		75	3～5歳児	8:30～14:30	8:30～16:30	7:30～★	16:30 19:00	☆	☆
3007	屋島 こども園	屋島西町 1744-1	841-9711	1号 2・3号		168	3～5歳児	8:30～14:15	8:30～16:30	7:30～★	16:30 19:00	☆	☆
3008	林こども園	林町 1405-4	865-1676	1号 2・3号		90	3歳児 4歳児 5歳児	8:30～14:00 8:30～14:15 8:30～14:30			16:30	☆	☆
3009	川島 こども園	川島東町 253-4	848-1978	1号 2・3号	1号認定: 3歳児～ 2・3号認定: 3か月～	209	3歳児 4歳児 5歳児	7:30～18:30 8:30～14:00 8:30～14:15 8:30～14:30	8:30～16:30	7:30～★	19:00	☆	☆
3010	浅野 こども園	香川町浅野 816-1	889-2416	1号 2・3号		60	3歳児 4歳児 5歳児	8:30～14:00 8:30～14:15 8:30～14:30			16:30	☆	☆
3011	田井 こども園	牟礼町牟礼 1243-2	845-5411	1号 2・3号		169	3～5歳児	7:30～18:30 8:30～14:30	8:30～16:30	7:30～★	19:00	☆	☆

認定こども園（私立）

No.	認定 こども園名	所在地	電 話	認定 区分	入園できる 年齢	定員	教育・保育時間				預かり保育 (1号) 延長保育 (2・3号)	特別支援 教育・保育	一時預かり
3051	サンシャイン こどもの森	上林町 502-2	889-8181	1号 2・3号	3歳児～ 3か月～	15 105	年齢	標準	短	土曜	18:30 19:00		
3052	いずみこども園	国分寺町国分 2408	874-0882	1号 2・3号	満3歳～ 3か月～	15 85	満3歳・ 3～5歳児	8:30～14:00 7:00～18:00	8:30～16:30	7:30～15:00★ 7:30～17:00★	19:00 19:00		☆

No.	認定 こども園名	所在地	電 話	認定 区分	入園できる 年齢	定員	教育・保育時間				預かり保育 (1号) 延長保育 (2・3号)	特別支援 教育・保育	一時預かり
							年齢	標準	短	土曜			
3053	いずみこども園 分園	国分寺町新居 281-1	875-0882	2・3号	3か月～ 2歳児	0	3053 いずみこども園分園（国分寺町新居 281-1）を卒園後は 3052 いずみこども園（国分寺町国分 2408）に利用調整なしで 入所することができますが、令和 7 年 10 月現在休園中です。						
3054	認定こども園 高松東幼稚園	春日町 688	841-2306	1号	満3歳～	203	満3歳・ 3～5歳児	8:30～14:00			19:00		
				2・3号	3か月～	247		7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:00★	19:00		
3055	幼保連携型 認定こども園 新田幼稚園	新田町甲 2630-1	841-3686	1号	3歳児～	30	3～5歳児	9:00～14:00			18:30		
				2・3号	6か月～	110		7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～12:30★	19:00		
3056	認定こども園 和光こども園	川部町 1561-1	886-5879	1号	満3歳～	15	満3歳・ 3～5歳児	9:00～14:00			16:30		
				2・3号	3か月～	100		7:00～18:00	8:30～16:30	8:30～12:30★	18:30		
3057	認定こども園 春日こども園	春日町 1287-1	843-3689	1号	満3歳～	15	満3歳・ 3～5歳児	9:30～14:30			19:00	☆	☆
				2・3号	2か月～	130		7:00～18:00	8:30～16:30	7:00～13:00★	19:00		
3058	認定こども園 花ノ宮こども園	花ノ宮町 一丁目 10-22	831-6318	1号	満3歳～	15	満3歳・ 3～5歳児	9:30～14:30			19:00	☆	
				2・3号	2か月～	110		7:00～18:00	8:30～16:30	7:00～13:00★	19:00		
3059	認定こども園 中野保育所	中野町 27-5	831-8659	1号	満3歳～	15	満3歳・ 3～5歳児	8:30～13:30			16:30	☆	☆
				2・3号	3か月～	160		7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～12:30★	19:30		
3060	幼保連携型 認定こども園 カナン保育園	仏生山町甲 745-2	889-1059	1号	満3歳～	15	満3歳・ 3～5歳児	8:30～14:30			19:00		☆
				2・3号	3か月～	105		7:00～18:00	8:30～16:30	7:30～12:30★	19:00		
3061	幼保連携型 認定こども園 すまいる	三名町 591-1	802-3838	1号	3歳～	25	3～5歳児	8:00～14:30			19:00		
				2・3号	6か月～	165		7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～12:30★	19:00		

No.	認定 こども園名	所在地	電 話	認定 区分	入園できる 年齢	定員	教育・保育時間				預かり保育 (1号) 延長保育 (2・3号)	特別支援 教育・保育	一時預かり
							年齢	標準	短	土曜			
3062	げんき・結愛・ げんきこども園	六条町 604-7	813-9818	1号	満3歳～	15	満3歳・ 3～5歳児	9:30～14:00				☆	
				2・3号	おおむね 2か月～	131		7:00～18:00	8:30～16:30	★	19:00		
3063	幼保連携型 カナン十河 こども園	十川西町 546-1	848-0320	1号	満3歳～	15	満3歳・ 3～5歳児	8:30～14:30			16:30	☆	
				2・3号	おおむね 3か月～	90		7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～12:30★	19:00		
3064	幼保連携型 認定こども園 高松和貴こども園	林町 2197-1	814-4141	1号	3歳児～	15	3～5歳児	8:30～14:30					
				2・3号	3か月～	165		7:00～18:00 (乳児は7:30～)	8:30～16:30	7:00～18:00 (1歳児クラス以上で 幼児食が食べられる場合)	19:00 (1歳児クラス～)		
3065	みらい学園	木太町 3429-3	899-2305	1号	満3歳～	15	満3歳・ 3～5歳児	8:30～13:30			18:30		
				2・3号	6か月～	72		7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～12:30★	19:00		
3066	認定こども園 西光寺保育所	前田西町 167-1	847-6237	1号	3歳児～	15	3～5歳児	8:30～14:00			19:00		
				2・3号	2か月～	87		7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～12:30★	19:00		
3067	幼保連携型 認定こども園 川添こども園	下田井町 52	847-5078	1号	満3歳～	15	満3歳・ 3～5歳児	9:00～14:30					
				2・3号	3か月～	105		7:00～18:00	8:30～16:30	7:30～12:30★	18:30		
3068	幼保連携型 円座百華こども園	円座町 1478-1	885-1203	1号	3歳児～	15	3～5歳児	8:30～15:30			18:00		
				2・3号	7か月～	250		7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～12:30★	19:00		
3069	認定こども園 高松くりの木学舎	花園町 三丁目4-5	880-7211	1号	満3歳～	15	満3歳・ 3～5歳児	8:30～14:00			18:00	☆	☆
				2・3号	3か月～	100		7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～16:30★	19:00		
3070	幼保連携型 勅使百華こども園	勅使町 955	865-2998	1号	3歳児～	15	3～5歳児	8:30～15:30			17:00	☆	☆
				2・3号	3か月～	220		7:00～18:00 (乳児は7:30～)	8:30～16:30	7:30～12:30★	19:00		

No.	認定 こども園名	所在地	電 話	認定 区分	入園できる 年齢	定員	教育・保育時間				特別支援 教育・保育	一時 預かり
							年齢	標準	短	土曜		
3071	さんさんこども園	香川町浅野 834-1	888-6333	1号	3歳児～	10	3～5歳児	9:00～14:00				☆
				2・3号	おおむね 3か月～	120		7:00～18:00	8:30～16:30	8:30～12:30★		
3072	幼保連携型 認定こども園 あさがおこども園	上 林 町 69	899-5660	1号	3歳児～	9	3～5歳児	9:00～14:00			19:00	☆
				2・3号	3か月～	131		7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	19:00	
4051	認定こども園 やしま幼稚園	屋島西町 2477-4	843-2241	1号	満3歳～	120	満3歳・ 3～5歳児	9:00～14:30			18:00	
				2・3号	1歳児～	120		7:45～18:45	8:30～16:30	8:00～13:00★	19:00	
4052	高松聖ヤコブ 幼稚園	西宝町 2-3-14	861-0425	1号	満3歳～	90	満3歳・ 3～5歳児	8:30～14:00			17:30	
				2・3号	3歳児～	20		7:30～18:30	8:30～16:30	8:30～12:30★	18:30	
4053	認定こども園 亀阜幼稚園	宮脇町 1-2-23	831-2557	1号	満3歳～	94	満3歳・ 3～5歳児	8:30～14:30			18:00	
				2・3号	1歳児～	114		7:30～18:30	8:30～16:30	8:30～12:30★	19:00	
4054	らく楽寺井 幼稚園	寺井町 1369-4	885-2038	1号	満3歳～	75	満3歳・ 3～5歳児	8:00～14:30			19:00	
				2・3号	3か月～	128		7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～13:00★	19:00	
4055	認定こども園 つくし幼稚園	高松町 1711-7	843-4484	1号	満3歳～	75	満3歳・ 3～5歳児	8:30～15:00			19:00	
				2・3号	15か月～ (88.4.1時点1歳児)	120		7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～15:00★	19:00	
4056	認定こども園 勅使百華幼稚園	勅使町 955	865-9419	1号	満3歳～	120	満3歳・ 3～5歳児	8:30～15:00			18:30	
				2・3号	おおむね 16か月～ (88.4.1時点1歳児)	130		7:30～18:30	8:00～16:00	8:00～13:00★	18:30	
7051	メリーGO ランド高松園	成合町 796-1	886-6669	1号	満3歳～	20	満3歳・ 3～5歳児	8:30～13:30			18:00	
				2・3号	1歳半～ (88.4.1時点1歳児)	35		7:30～18:30	8:30～16:30	8:00～12:30★	19:00	

(認定こども園（私立）R8.4.1 移行予定施設)

No.	認定 こども園名	所在地	電 話	認定 区分	入園できる 年齢	定員	教育・保育時間				預かり保育（1号） 延長保育（2・3号）	特別支援 教育・保育	一時 預かり
							年齢	標準	短	土曜			
4057	認定こども園 屋島教会 幼稚園	屋 島 西 町 1392-7	841-1925	1 号	満 3 歳～	40	満3歳・ 3～5歳児	9:00～14:00			18:30	☆	
				2・3号	6か月～	54		7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～12:30★	18:30		
4058	認定こども園 光華幼稚園	瓦町 1-13-8	831-5011	1 号	満 3 歳～	75	満3歳・ 3～5歳児	8:30～14:30			18:30		
				2・3号	3か月～	187		7:30～18:30	8:30～16:30	8:30～16:30★	18:30		
4059	認定こども園 くにとぅ 幼稚園	伏石町 1611	866-1666	1 号	満 3 歳～	330	満3歳・ 3～5歳児	8:30～14:30			18:30		
				2・3号	1歳児～	60		7:30～18:30	8:30～16:30	8:30～12:30★	18:30		
8001	にこにこ こども園	林町 294-1	813-8300	1 号	3歳児～	15	3～5歳児	8:30～16:30			19:00	☆	☆
				2・3号	2か月～ (昔がむつてから)	110		7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30	19:00		

幼稚園（市立）※1

幼稚園（市立）の「預かり保育」は一時預かり事業の名称で実施しているものです。

No.	幼稚園名	所在地	電 話	入園できる 年齢	定員	教育時間	特別支援 教育・保育	預かり保育
1001	前田幼稚園	前田東町 788-1	847-6582	3 歳児～	105	8:30～14:30	☆	16:30
1002	川添幼稚園	東山崎町 601	847-6934		105	8:30～14:20	☆	16:30
1004	三溪幼稚園	三谷町 2316-2	889-2514		105	8:15～14:30	☆	16:30
1005	香西幼稚園	香西西町 59-1	882-0161		210	8:15～14:15	☆	
1006	一宮幼稚園	一宮町 1233-2	886-3088		105	8:15～14:30	☆	16:30
1007	多肥幼稚園	多肥上町 990-2	889-2513		105	8:30～14:10	☆	16:30
1008	川岡幼稚園 ※2	川部町 524-3	885-0550		105	8:20～14:50	☆	
1009	円座幼稚園	円座町 125-2	885-0846		105	8:20～14:15	☆	
1010	檀紙幼稚園	御厩町 776-1	885-2595		105	8:15～14:45	☆	
1011	弦打幼稚園	鶴市町 360	881-3563		105	8:20～14:40	☆	
1012	鬼無幼稚園 ※2	鬼無町佐藤 128-1	881-4913		105	8:15～14:45	☆	
1014	木太幼稚園	木太町 3901-1	833-8144		245	8:15～14:00	☆	16:30
1018	木太北部幼稚園	木太町 2604-5	862-1031		210	8:20～14:40	☆	16:30
1020	栗山幼稚園	牟礼町牟礼 3028	845-1646		105	8:30～15:00	☆	16:30
1024	大野幼稚園	香川町大野 1331-1	886-5010		210	8:30～14:30	☆	
1028	国分寺北部幼稚園	国分寺町新居 1870-2	874-1155		210	8:15～14:15	☆	16:30
1029	国分寺南部幼稚園	国分寺町福家甲 3123-1	874-1159		210	8:15～14:30	☆	16:30

※1 園児数が著しく少ないときは、幼稚園における一定の集団規模の確保等を考慮し、施設の再編を検討します。

※2 再編検討協議中。詳しくは各施設へお問い合わせください。

※3 国分寺南部幼稚園は、令和8年度から、満3歳（誕生日の翌月以降）の入園が可能となります。

新制度に移行している幼稚園（私立）

No.	幼稚園名	所在地	電 話	入園できる 年齢	定員	教育時間		特別支援 教育・保育	預かり保育
						年齢	時間		
1053	青空幼稚園	三条町 498	869-4141	満3歳～	140	満3歳・ 3～5歳児	9:30～14:30		18:30
1054	愛育幼稚園	西八ヶ町 310	865-5845		60	満3歳・ 3～5歳児	9:00～14:30		18:00
1055	まゆみ幼稚園	檀紙町 1541-4	885-0756		90	満3歳・3歳児	9:00～14:50		18:00
						4・5歳児	9:00～15:00		
1056	二番丁幼稚園	昭和町二丁目 7-1	861-3575		145	満3歳・ 3～5歳児	9:00～14:30		19:30
1057	ときわ幼稚園	飯田町 138	881-2796		102	満3歳・ 3～5歳児	9:00～15:00		17:50
1058	高松聖母幼稚園	番町 2-4-31	851-2372		90	満3歳・ 3～5歳児	9:00～14:00		18:30
1059	高松中央高校幼稚園	松島町 1-14-8	831-0338		60	満3歳・ 3～5歳児	9:30～14:30		19:00
1060	のぞみ幼稚園	屋島中町 30	843-2107		55	満3歳・ 3～5歳児	9:30～13:30		17:45
1061	高松幼稚園	亀岡町 1-6	861-3666		180	満3歳・ 3～5歳児	9:00～14:00		18:30
1062	桜町聖母幼稚園	桜町 1-8-13	831-0328		100	満3歳・ 3～5歳児	9:30～14:30		18:30
1063	相愛幼稚園	仏生山町甲 546	888-2606		210	満3歳・ 3～5歳児	9:30～14:00		17:30
1064	太田百華幼稚園	太田上町 932	867-7445		180	満3歳・ 3～5歳児	9:00～14:00		18:30

※ 屋島教会幼稚園は、令和8年度より認定こども園へ移行予定です。

新制度に移行していない幼稚園（私立）

No.	幼稚園名	所在地	電 話	入園できる 年齢	定員	教育時間		特別支援 教育・保育	預かり保育
						年齢	時間		
10002	マリア幼稚園	多肥下町 14-3	867-7303	満3歳～	225	満3歳	9:00～14:00		18:00
						3～5歳児	9:00～14:30		
10004	栗林幼稚園	栗林町 2-19-4	834-0263		320	満3歳・ 3～5歳児	9:00～14:30		18:30

※ 光華幼稚園、くにとぅ幼稚園は、令和8年度より認定こども園へ移行予定です。



園の紹介はこちらのホーム
ページを御確認ください→

新制度に移行していない幼稚園（国立）

No.	幼稚園名	所在地	電 話	入園できる 年齢	定員	教育時間		特別支援 教育・保育	預かり保育
						年齢	時間		
10501	香川大学教育学部 附属幼稚園高松園舎	番町 5-1-55	861-2393	4歳児～	60	4・5歳児	8:30～14:00		

19 申請書等記入例

(1) 高松市教育・保育給付認定申請書(2号・3号認定)兼保育施設等入所申込書 【認可の保育所・認定こども園・小規模保育施設】

(宛先) 高松市長

令和〇年〇月〇〇日

施設番号

記入不要です(施設が記入)。

保護者(申請者)住所 高松市番町一丁目8番15号

氏名 高松 太郎

高松市教育・保育給付認定申請書兼現況届(2号・3号認定) 兼入所申込書(2号・3号認定)

次のとおり、教育・保育給付認定を受けたいので、子ども・子育て支援法第20条第1項の規定により申請します。
について、子ども・子育て支援法第22条の規定により現況を届けます。

教育・保育給付認定に必要な市区町村民税の情報(同一世帯者及び同居者を含む。)及び世帯
また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に提示する
また、虚偽の届出をした場合や必要書類を提出しない場合は、利用を解除(退所)させられ

認定期間満了等の理由により、入
所(園)希望期間が年度途中で終了
する方は、右側に期間満了日を記
載してください。

子どもの 氏名等	ふりがな 氏 名 たかまつ じろう 高松 二郎	性別 男	続柄 子	生年月日 令和 4年 6月10日 第 2 子
入所(園)希望期間	令和 8年 4月 1日 から ※保育施設等希望の場合、記載してください。 ☒ 令和9年3月31日まで ☐ 令和 年 月 日まで			
現住所 ☒ 申請者と同じ	〒 申請者と同じ場合は記載不要です(左の欄の申請者と同じに☑をつけてください。)			
令和7年1月1日の住所 ☐ 現住所と同じ	〒124-0000 東京都葛飾区〇〇丁目〇〇番〇〇号			
令和8年1月1日の住所 ☒ 現住所と同じ	〒 現住所と同じ場合は記載不要です(左の欄の現住所と同じに☑をつけてください。)			
保育の希望の有無	☒ 有：保育を必要とする要件に該当し、保育施設等の利用 ☐ 有(併願)：保育を必要とする要件に該当し、保育施設 ☐ 無：幼稚園等の利用を希望する場合 幼稚園等と併願する場合は、 有(併願)に☑をつけてください。			
希望する保育の必要量	☒ 保育標準時間(最長11時間) ☐ 保育短時間(最長8時間) ※上記の「保育の希望の有無」の有に☑をつけた場合、必ず☑をつけてください。			
連絡先(電話番号)	自宅 (〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇) 携帯電話(父) (〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇) 勤務先(父) (〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇) 保育を必要とする事由により、選択できる 保育必要量が異なりますのでご注意ください。			

1. 世帯の状況について(保護者(父母及び同居者等)について記載してください。)

ふりがな 氏 名	続柄	生年月日	勤務先又は学校名等	個人番号
高松 太郎	父	昭和62年 11月 1日	〇〇株式会社	
高松 花子	母	昭和63年 5月 3日	〇△有限公司	
高松 一郎	兄	令和2年 11月 5日	〇〇幼稚園	
高松 小太郎	祖父	昭和42年 7月 15日	〇〇商店	
		年 月 日		
障害者手帳の取得の有無	☐ 有(該当者氏名： 年 月 日から適用) ☒ 無			
ひとり親家庭等医療証の取得の有無	☐ 有(年 月 日から適用) ☐ 申請中(予定) ☒ 無			
生活保護適用の有無	☐ 有(年 月 日から適用) ☒ 無			

・父母(単身赴任等の場合を含む。)及び
子どもと同じ住所地に住民票を置く方
(世帯分離している場合を含む。)全員
の記載をしてください。単身赴任等の場
合は、現住所も記入してください。
・6人以上の記載が必要な場合は、
1つの欄に2人分を記載してください。

2. 同居していない兄弟姉妹(保護者が生計を維持している場合)

氏名(ふりがな)	続柄	生年月日	住所	個人番号
		年 月 日		
		年 月 日		

個人番号確認欄	確認書類 ☐ 個人番号カード ☐ 個人番号通知カード ☐ 個人番号が記載された住民票	職権 ☐ 拒否 ☐ その他()	☐ 滞 ☐ 世 ☐ R7税(配控) ☐ R8税(配控) ☐ 障 ☐ ひ ☐ 生 ☐ 認 ☐ 申 ☐ 点(1⇔2号) ☐ 退 ☐ 契 ☐ 待 ☐ 入 ☐ 契 減免： ☐ 国・市口多子 ☐ 賦課(階層 保育料： 副・免：階層/多子/対象外)
身元確認欄	顔写真付き公的機関発行身分証明書：1点 ☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ その他() 上記以外：2点 ☐ 健康保険資格確認書 ☐ 年金手帳 ☐ その他()		

以下については、保育施設等を希望する場合、記載してください。

3. 希望する保育施設等について

	入所希望施設名	見学	兄弟姉妹が既に入所している、又は兄弟姉妹同時に入所申込みをしている場合は、次の A から C までのいずれかに☑をつけてください。 ☑A. 同じ保育施設等の利用を希望する(異なる保育施設等は希望しない。) □B. 同じ保育施設等の利用ができない場合は、異なる保育施設等でもよい。 □C. 利用できる子どもだけでも利用を希望する(利用できない子どもについては、在籍証明書などの提出により、所属を証明する必要があります。) ※複数チェックしている場合やチェックがない場合は、A を選択したものとして判断します。
第1希望	〇〇保育所	☑ 済	
第2希望	△△保育所	☑ 済	
第3希望	●●こども園	☑ 済	
第4希望	▲▲保育所		
第5希望	□□保育園		

希望施設数は自由となっておりますが、できるだけ第5希望まで御記入ください。
※希望先施設数に上限はありません。
※記入いただいた施設での選考となりますのでご注意ください。

4. 現在の子どもの状況

☒ 家庭で保育 ☐ 保育施設等を利用 (利用施設名:) ☐ その他施設を利用 (利用施設名:) ☐ その他 ()	アレルギー等の有無 有 () 無 ()
	障害・持病等の有無 有 () 無 ()

5. 保育を必要とする事由等

続柄	保育を必要とする事由
父	※該当する項目全てに☑をつけてください。 ☑就労 □妊娠・出産 □疾病・障がい □同居親族等の介護・看護 □災害復旧 □求職活動 □就学 □虐待・DV □育児休業取得時における、既に保育を利用している子どもの継続利用の希望 □その他 () 具体的な状況(通勤時間等、添付書類に記載のない状況) (通勤時間30分)
母	※該当する項目全てに☑をつけてください。 ☑就労 □妊娠・出産 □疾病・障がい □同居親族等の介護・看護 □災害復旧 □求職活動 □就学 □虐待・DV □育児休業取得時における、既に保育を利用している子どもの継続利用の希望 □その他 () 具体的な状況(通勤時間等、添付書類に記載のない状況) (通勤時間45分)

祖父母の状況について

	氏名	生年月日	就労	申込児童と同居・別居の別及び住所	
父 方	祖父	高松 小太郎	昭和41年 7月 15日	有 無	同居・別居
	祖母	離別	年 月 日	有・無	同居・別居
母 方	祖父	香川 健二	昭和31年 2月10日	有 無	同居・別居
	祖母	香川 幸子	昭和28年 2月20日	有 無	同居・別居

施設記載欄(施設(事業者)を通じて高松市に提出する場合)

受付年月日 令和 年 月 日

施設名(事業者名)	(施設番号:)
担当者氏名	
入所・入園契約(内定)の有無	有(契約・内定(年 月 日契約(内定)))・無
備考	

(2) 高松市教育・保育給付認定申請書(1号認定)【新制度に移行している幼稚園・認定こども園(教育部分)】

令和 7年11月 0日

整理番号

施設番号

記入不要です(施設が記入)。

- ・子どもと同じ住所地(高松市内)に住民票を置く保護者が申請してください。「住所」欄には申請日時点の申請者の住所を記載し、転入予定の場合は、転入予定の住所と転入時期を、子どもの「現住所」欄に記載してください。
- ・既に兄弟姉妹が認定を受けている場合は、その認定の申請をした保護者(申請者)と同じ方が申請してください。

保護者(申請者)住所 高松市番町一丁目8番15号

氏名 高松 太郎

高松市教育・保育給付認定申請書兼現況届(1号認定)

次のとおり、教育・保育給付認定を受けたいので、子ども・子育て支援法第20条第1項の規定により申請します。
について、子ども・子育て支援法第22条の規定により現況を届けます。

教育・保育給付認定に必要な市区町村民税の情報(同一世帯者及び同居者を含む。)及び世帯情報について確認されること、
また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に提示することに同意します。

子どもの氏名等	ふりがな氏名 高松 二郎	性別 男	続柄 子	生年月日 令和 4年 6月10日 第2子	個人番号 ※施設を通じて提出する場合は、記載しないでください。
入所(園)希望期間	令和 8年 4月 1日 から ※保育施設等希望の場合、記載してください。 □令和 年 月 日まで □令和 年 月 日まで				
現住所 ☑申請者と同じ	〒000-0000 (母の現住所) 岡山県〇〇市〇〇町〇〇番地				
令和7年1月1日の住所 □現住所と同じ	〒124-0000 東京都葛飾区〇〇丁目〇〇番〇〇号				
令和8年1月1日の住所 □現住所と同じ	〒				
保育の希望の有無	□有：保育を必要とする要件に該当し □有(併願)：保育を必要とする要件 ☑無：幼稚園等の利用を希望する場合				
希望する保育の必要量	□保育標準時間(最長11時間) □保育短時間(最長8時間) ※上記の「保育の希望の有無」の欄に☑をつけた場合、いずれかに☑をつけてください。				
連絡先(電話番号)	自宅 (〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇) 携帯電話(父) (〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇) 携帯電話(母) (〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇) 勤務先(父) (〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇) 勤務先(母) (〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇)				

- ・申請者と同じ場合は、記載不要です(左の欄の申請者と同じに☑をつけてください。)
- ・単身赴任等で、父又は母の現住所が申請者と異なる場合は、単身赴任先等の住所と誰の住所かを記載してください。令和7年1月1日の住所についても同様です。令和7年1月1日時点は父母とも東京都在住、現在は父のみ高松市在住で母は岡山県在住の場合、記入例ようになります。

1. 世帯の状況について(保護者(父母及び同居者等)について記載してください。)

ふりがな氏名	続柄	生年月日	勤務先又は学校名
高松 太郎	父	平成5年 11月 1日	〇〇株式会社
高松 花子	母	平成5年 5月 3日	〇△有限公司 岡山県に単身赴任
高松 一郎	兄	令和2年 11月 5日	〇〇幼稚園
高松 小太郎	祖父	昭和41年 7月 15日	〇〇商店
		年 月 日	
障害者手帳の取得の有無	□有(該当者氏名： 年 月 日から適用) ☑無		
ひとり親家庭等医療証の取得の有無	□有(年 月 日から適用) □申請中(予定) ☑無		
生活保護適用の有無	□有(年 月 日から適用) ☑無		

- ・父母(単身赴任等の場合を含む。)及び子どもと同じ住所に住民票を置く方(世帯分離している場合を含む。)全員について記載してください。単身赴任等の場合は、その旨を記載の上、上の現住所欄等に住所を記載してください。
- ・6人以上の記載が必要な場合は、1つの欄に2人分を記載してください。

2. 同居していない兄弟姉妹(保護者が生計を維持している場合)

ふりがな氏名	続柄	生年月日	住所
		年 月 日	
		年 月 日	

職員記入欄

個人番号確認欄	確認書類 □個人番号カード □個人番号通知カード □個人番号が記載された住民票	職権 □拒否 □その他()
身元確認欄	顔写真付き公的機関発行身分証明書：1点 □個人番号カード □運転免許証 □パスポート □その他() 上記以外：2点 □健康保険資格確認書 □年金手帳 □その他()	

- 世 □R7税(配控) □R8税(配控)
□障 □ひ □生 減免：□多子
□認定(/) □入園(/) □契約(/)
□賦課(階層 副・免：階層/多子/対象外)

(3) 入園(入所)申込書【市立幼稚園・認定こども園(教育部分)】

記入不要です(施設が記入)。

令和7年11月〇日

(宛先) 高松市教育委員会
(高松市長)

保護者氏名 **高松太郎**

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

令和8年度 入園入所 申込書 (3年保育)

幼稚園への入園(保育施設等への入所)について、高松市立幼稚園規則第10条第2項の規定(高松市保育施設等の入所等の手続に関する規則第2条第1項の規定)により、次のとおり申し込みます。
なお、虚偽の届出をした場合や、必要書類を提出しない場合は、利用を解除(退所)させられても異議ありません。

ふりがな	たかまつ じろう		性別	男	生年月日	令和4年6月10日生	
申込幼児氏名	高松 二郎					第2子	
※次の「認定番号」及び「認定区分」の欄は、既に教育・保育給付認定を受けている場合に記入してください。							
認定番号		認定区分	※該当区分に、○をしてください。 ア：1号 イ：2号認定 ウ：3号認定				
希望する入園日		令和8年 4月 1日			連絡先 (番号)	自宅	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	現在	〒761-8571 高松市番町一丁目8番15号				〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
	令和7年1月1日時点	〒124-〇〇〇〇 東京都葛飾区〇〇丁					〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	令和8年1月1日時点						
幼児の住所(保護者が法人である場合のみ記入してください。)		(連絡先)			勤務先	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
家族の氏名(同居者全て)(申込幼児を除く。)		申込幼児との続柄	生年月日	年齢	職業又は学校名等	備考	
高松 太郎		父	平成5年11月1日	32歳	〇〇株式会社		
高松 花子		母	平成5年 5月3日	32歳	〇△有限公司	単身赴任中 岡山県〇〇市〇〇町〇〇番地	
高松 一郎		兄	令和2年11月5日	5歳	〇〇幼稚園		
高松 小太郎		祖父	昭和41年7月15日	59歳	〇〇	単身赴任等で、父又は母の現住所が申請者と異なる場合は、備考欄及び余白に、その旨と単身赴任先等の住所を記載してください。	
障害者手帳取得の有無		提出日現在の年齢及び勤務先等を記入してください。					
家庭の状況		ひとり親家庭 ・ 左記以外					
生活保護の適用の有無		有 (年 月 日保護開始) ・					
現在の幼児の状況		在宅 (保育所) 入所中 (幼稚園) 在園中 ・ その他 ()				受付年月日	受付印
入園希望幼稚園(入所希望保育施設等)(※)		〇〇幼稚園					印
令和8年4月1日現在、入園希望幼稚園に在園する兄又は姉の有無		有 (氏名：高松 一郎) 無					
入園希望幼稚園(入所希望保育施設等)の変更							印
備考							

注

- 定員を超える申込みがあった幼稚園(保育施設等)は、抽選を行うことを御了承の上、提出してください。
- 複数の幼稚園(保育施設等)に申し込むことはできません。その場合は、受付を取り消します。

※ 「入園希望幼稚園(入所希望保育施設等)」欄には、最初に申し込む施設名を記入してください。

(4) 施設等利用給付認定申請書兼現況届

令和 7 年 11 月 1 日

整理番号

施設番号

記入不要です(施設が記入)。

(住所) 高松市

- ・子どもと同じ住所地(高松市内)に住民票を置く保護者が申請してください。「住所」欄には申請日時点の申請者の住所を記載し、転入予定の場合は、転入予定の住所と転入時期を、子どもの「現住所」欄に記載してください。
- ・教育・保育給付認定(1号)を受けている(申請している)場合や、既に兄弟姉妹が認定を受けている場合は、その認定の申請をした保護者(申請者)と同じ方が申請してください。

保護者(申請者)住所 高松市番町一丁目8番15号

氏名 高松太郎

高松市施設等利用給付認定申請書兼現況届

次のとおり、施設等利用給付認定を受けたいので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定により申請します。
について、子ども・子育て支援法第30条の7の規定により現況を届けます。

施設等利用給付認定等に必要な市区町村民税の情報(同一世帯者及び同居者を含む。)及び世帯情報について確認されることに同意します。

子どもの氏名等	ふりがな氏名	性別	続柄	生年月日	※施設を通じて提出する場合は、通常の教育時間と預かり保育等を利用する場合は第2号又は第3号に、新制度に移行していない幼稚園の通常の教育時間のみ利用する場合は第1号に、チェックしてください。
	たかまつ じろう 高松 二郎	男	子		
	認定希望年月日	小学校就学前子どもの区分			
	令和 8 年 4 月 1 日	☐ 第1号 認定希望日時点で満3歳以上であり、保育を必要とする事由に該当しない。 ☒ 第2号 認定希望日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過しており、保育を必要とする事由に該当する。 ☐ 第3号 認定希望日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあり、保育を必要とする事由に該当し、かつ、市区町村民税非課税世帯である。			
現住所 ☒ 申請者と同じ	〒000-0000 (母の現住所) 岡山県〇〇市〇〇町〇〇番地				
令和7年1月1日の住所 ☐ 現住所と同じ	〒124-0000 東京都葛飾区〇〇丁目〇〇番〇〇号				
令和8年1月1日の住所 ☐ 現住所と同じ	〒				
連絡先(電話番号)	自宅 (000-000-0000) 携帯電話(父) (000-000-0000) 勤務先(父) (000-000-0000)	勤務先(母) (000-000-0000)			

・申請者と同じ場合は、記載不要です(左の欄の申請者と同じに☑をつけてください。)
・単身赴任等で、父又は母の現住所が申請者と異なる場合は、単身赴任先等の住所と誰の住所かを記載してください。令和7年1月1日の住所についても同様です。令和7年1月1日時点は父母子とも東京都在住、現在は父子のみ高松市在住で母は岡山県在住の場合、記入例ようになります。

世帯の状況について(保護者(父母及び同居者等)について記載してください。)

ふりがな氏名	続柄	生年月日	勤務先又は学校名等	個人番号	※施設を通じて提出する場合は、記載しないでください。
たかまつ たろう 高松 太郎	父	平成5年 11 月 1 日	〇〇株式会社		・父母(単身赴任等の場合を含む。)及び子どもと同じ住所地に住民票を置く方(世帯分離している場合を含む。)全員について記載してください。単身赴任等の場合は、その旨を記載の上、上の現住所欄等に住所を記載してください。 ・6人以上の記載が必要な場合は、1つの欄に2人分を記載してください。
たかまつ はなこ 高松 花子	母	平成5年 5 月 3 日	〇△有限公司 岡山に単身赴任中		
たかまつ いちろう 高松 一郎	兄	令和2年 11 月 5 日	〇〇幼稚園		
たかまつ こたろう 高松 小太郎	祖父	昭和41年 7 月 15 日	〇〇商店		
		年 月 日			

利用している又は利用を予定している施設又は事業について(該当するものを全て記載してください。)

施設又は事業の名称	施設又は事業の種類	利用開始(予定)年月日
〇〇〇〇幼稚園	☐ 認定こども園 ☒ 幼稚園 ☐ 特別支援学校幼稚部 ☐ 認可外保育施設 ☐ 預かり保育事業 ☐ 一時預かり事業 ☐ 病児保育事業 ☐ 子育て援助活動支援事業	令和8年4月1日から
〇〇〇〇幼稚園	☐ 認定こども園 ☐ 幼稚園 ☐ 特別支援学校幼稚部 ☐ 認可外保育施設 ☒ 預かり保育事業 ☐ 一時預かり事業 ☐ 子育て援助活動支援事業	令和8年4月1日から
備考 1	通常の教育時間と預かり保育等は分けて、それぞれ、利用する施設名を記載し、事業の種類にチェックしてください。 ※在籍する幼稚園等の預かり保育事業以外の事業は無償化対象外となる場合があります。 【新制度に移行している幼稚園等の場合】 ・幼稚園(1号認定)+預かり保育(新2号認定)を希望する場合: 預かり保育事業のみにチェック	
2	【新制度に移行していない幼稚園の場合】 ・通常の教育時間のみ(新1号)の認定を希望する場合: 幼稚園のみにチェック	
3	・通常の教育時間+預かり保育(新2号)の認定を希望する場合: 幼稚園及び預かり保育事業にチェック	
4		

※ 裏面は、保育を必要とする事由に該当(新2号・新3号認定を希望)する場合に記載いただきます。

○保育を必要とする事由等 ※「小学校就学前子どもの区分」が第2号又は第3号の場合に記入してください。

続柄	保育を必要とする事由
父	※該当する項目全てに☑をつけてください。 ☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 同居親族等の介護・看護 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ 育児休業取得時における、既に保育を利用している子どもの継続利 ☐ その他（
母	※該当する項目全てに☑をつけてください。 ☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 同居親族等の介護・看護 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ 育児休業取得時における、既に保育を利用している子どもの継続利用の希望 ☐ その他（

【新2号・新3号認定を希望する場合】
保育を必要とする事由のうち、該当するものにチェックして、下の表の事由に応じた添付書類を御用意ください。

※幼稚園・こども園の在園児は、「育児休業取得時における、既に保育を利用している子どもの継続利用の希望」(下の表の⑨)は対象外です。

○「小学校就学前子どもの区分」が第2号又は第3号の場合に必要な添付書類…保護者（父及び母）該当者1人につき1枚

保育を必要とする事由	添付書類	有効期間（＊1）
① 就労（月64時間以上）	・就労証明書 ※ 自営業（＊2）の場合は、営業許可証、請負契約書、納品書等の自営業が確認できるもの（事業主でない場合は、給与明細、タイムカード等の就労が確認できるもの）の写しを添付 ※ 内職の場合で、事業者が就労時間及び就労実績について証明しない場合は、当該証明しない事項について就労者本人が証明した就労証明書を添付	小学校就学前まで
② 妊娠・出産	・妊娠・出産申立書 （母子健康手帳（表紙と出産予定日の分かる面）の写しを添付）	出産予定日が属する月の2か月前（多胎妊娠の場合は4か月前）から、出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで
③ 疾病・障がい	・傷病・障がい等申立書 （診断書原本、障害者手帳の写し、介護保険被保険者証の写しのいずれかを添付）	小学校就学前まで
④ 介護・看護（月64時間以上）	・介護・看護申立書 （診断書原本、障害者手帳の写し、介護保険被保険者証の写しのいずれかを添付）	小学校就学前まで
⑤ 災害復旧	・り災証明書等	小学校就学前まで
⑥ 求職活動	・求職活動申立書	施設等利用給付認定日からその日の属する月の翌々月の末日まで（3か月）
⑦ 就学（月64時間以上）	・就学・技能習得等申立書 （在学証明書等及びカリキュラム等の就学時間を確認できる書類を添付）	保護者の卒業・修了予定日が属する月の月末まで
⑧ 虐待・DV	・公的機関が発行する、事実を証明できる書類	小学校就学前まで
⑨ 育児休業取得時に既に認可外保育施設を利用している	・就労証明書	既に認可外保育施設を利用している子どもについて、当該育児休業に係る子どもが満1歳に達する日の属する月の末日まで（ただし、当該育児休業に係る児童が満1歳に達する日が属する年度の初日の前日に、施設等利用認定に係る子どもが5歳に達している場合は、小学校就学の始期に達する日の前日まで（＊3）となります。）

＊1 新3号認定の場合は、「表中に記載の有効期間の終期」か「満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで」のいずれか早い方が有効期間の終期となります。

＊2 子どもの父、母又は祖父母が事業所等（法人を除く。）の代表者である場合又はこれらの者が代表者である事業所等（法人を除く。）で

家庭状況により書類の提出が必要な場合があります。以下に該当する場合は添付してください。

○市区町村民税所得課税証明書等…マイナンバー制度の情報連携により、住民税が課税されている自治体に課税額を確認しますが、確認できない場合は、所得課税証明書等の提出を依頼することがあります。

○ひとり親家庭の場合に必要な添付書類…ひとり親家庭等医療証若しくは児童扶養手当証書（高松市が発行しているもの）の写し、離婚日が記載されている戸籍謄本若しくは抄本（写しでも可）又は事件係属証明書の写し

○生活保護を受給している場合に必要添付書類…生活保護受給者証（高松市が発行しているもの）の写し

○施設等利用給付認定申請の結果通知について（お知らせ）

子ども・子育て支援法第30条の5第5項において、施設等利用給付認定申請に対する処分は、申請日から30日以内に行うこと、また、日時を要する場合は、申請日から30日以内に処理見込み期間、理由等を通知することとなっております。つきましては、施設等利用給付認定申請に係る処理見込み期間及び理由について、次のとおりお知らせしますので、御承知おきください。

4月認定の場合、認定事務が集中するため審査に時間を要することから、結果は、2月中旬から3月上旬までに通知する予定です。また、年度途中の認定の場合、認定日ごとに時期を定めて審査するため、認定希望日頃に通知を行う予定です。

施設記載欄（施設（事業者）を通じて高松市に提出する場合）

受付年月日	令和 年 月 日
施設名（事業者名）	（施設番号： ）
担当者氏名	
入所・入園契約（内定）の有無	有（契約・内定（ 年 月 日契約（内定）） ・ 無
備考	

高松市 こども保育教育課

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

TEL 839-2358

Email kohokyo@city.Takamatsu.lg.jp



★この冊子の内容は、令和7年9月時点のものです。

掲載内容について、今後変更となる可能性がありますので、
高松市こども保育教育課のホームページも併せて御確認ください。

高松市こども保育教育課

検索